

東北工業大学

教職研究紀要

創刊号

2016年3月

東北工業大学教職課程センター

目 次

「東北工業大学教職研究紀要」創刊にあたって	今野 弘..... 1
教職課程科目「生徒・進路指導論」の指導事例	
－教師による生徒への体罰についての指導から－.....	佐藤 三之・渡邊 幸雄..... 3
普通科高校（進学校）の特別活動の指導事例	
－学校行事と生徒会活動－.....	渡邊 幸雄・佐藤 三之・中島 夏子..... 9
教育制度論で扱うべき教育法規に関する考察	
－東北工業大学「教育制度論」を事例に－.....	中島 夏子..... 15
教育心理学における「発達障害の理解と対応」の授業展開.....	小川 和久..... 19
教職課程で「日本国憲法」をどう教えるか（1）	
－「憲法」の概念について－.....	片山 文雄..... 25
執筆者紹介（執筆順）	31
教職課程センター 平成 27 年度活動総括	32
教職課程センター 平成 27 年度活動実績	34
東北工業大学教職課程センター運営規程.....	35
東北工業大学教職課程センター「教職研究紀要」刊行規程.....	36

「東北工業大学教職研究紀要」創刊にあたって

教職課程センター長 今野 弘

(東北工業大学副学長)

本学は、「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者を養成する」という建学の精神のもと、地域の文化と産業の発展に貢献できる、高度の専門知識と問題解決能力を有した人材を長年にわたり育成してきました。教育現場で指導的役割を担う人材を育成するという観点に立ち、教員養成に対しましても力を注いで参りました。

これに関連して、本学の沿革を少し説明します。1964年に電子工学科・通信工学科が設置されて本学が開学となり、その翌年には両学科に教職課程を開設しております。また、1966年には建築学科を増設し、同じくその翌年には同学科の教職課程を開設しております。その後も、新しい学科を増設するたびに、合わせて教職課程を開設するという歴史を歩んできました。優れた専門性を有した本学の卒業生が、人を育てるという現場でも活躍してほしいという願いのもと、専門教育と教職教育が一体となって人材育成に取り組んできた背景があります。

こうした努力が年々実りつつあり、現在、多くの卒業生が教育現場で活躍しております。関係各位におかれましては、日頃より、本学の教職課程の運営にご支援とご協力を賜っておりますこと、改めまして厚くお礼を申し上げます。

さて、教員養成を巡る昨今の目まぐるしい動向の影響を受け、本学の教職課程の運営も、多くの課題に取り組まなくてはならない状況にあります。教職課程の全学的な指導体制、教職指導の充実化、教育委員会等との連携・協働など、日々改善を積み重ねてきましたが、教員養成のより一層の質向上のためには、解決すべき課題はまだ多く残されております。とりわけ、教員養成の指導方法の改善など、教員としての資質・能力をいかに形成し向上させていくかという問題は、取り組むべき課題の中心にあるものと考えております。

このような状況の中、このたび、「東北工業大学教職研究紀要」を創刊する運びとなりました。本学の教職課程センターに所属する教員が中心となり、教職課程に関わる日々の研究成果をまとめ、関係者の方々と広く情報を共有し、教職指導に寄与できることを願って編集したものです。自分たちの研究成果をとりまとめるということは、日々の教職指導を自己評価することでもあります。執筆した教員におきましても、自らの指導の振り返りが得られるなど、たいへんよい機会となりました。

微力ながらも、本学の教職課程の運営が、教員養成の発展に寄与できるならば、社会貢献の理念を掲げる本学にとって誠に幸甚なことだと存じます。今後も、教育関係機関および地域からの要請に応えられるよう、全学的に教員養成に努めて参る所存です。引き続き、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

教職課程科目「生徒・進路指導論」の指導事例

－教師による生徒への体罰についての指導から－

A Case Study of Teaching "Theory of Student Guidance and Career Guidance":
A Study on Students' Views regarding the Use of Corporal Punishment

佐藤 三之・渡邊 幸雄

SATO Kazuyuki and WATANABE Yukio

1. はじめに

教師による生徒への体罰については、学校教育法第 11 条に「校長及び教員は…児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されている。この禁止条項は、基本的人権の尊重を謳っている日本国憲法や子どもの権利条約の精神にも繋がるものである。しかし、この自明の精神が学校教育の場においてしっかりと守られているかという点、必ずしもそうは言えない状況にあるのが実態である。

教員による生徒への体罰を防止するための施策や取り組みは、文部科学省、教育委員会、学校を挙げて行われている。とすれば、教員養成の段階においてもそれなりの努力が必要であると考ええる。

体罰を直接授業内容として取り上げる「生徒・進路指導論」の中で、学生への指導はどうあればよいのか、これまで行ってきた指導を通して、学生が持つに至った体罰に関する意識を明らかにすることで今後の指導の改善に生かそうとするものである。

2. 全国及び宮城県における学校での体罰の実態

「体罰に係る懲戒処分の状況」については、文部科学省の資料によると、教育公務員の平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間の処分状況では、400 件超が 6 年間、350 から 399 件が 4 年間となっている。23 年度は 404 件で、被処分者の学校種別割合は、中学校約 45%、高校約 35%、小学校約 20%となっている。体罰時の状況別割合は、授業約 33%、部活動約 27%、放課後約 13%、休み時間約 11%、他約 16%となっている。

宮城県教育委員会教育長報告による「体罰に関する実態調査の結果について」では、平成24年度の発生件数が、中学校34件、高校28件、小学校15件の計77件となっている。体罰時の状況別割合は、部活動約43%、授業約35%、放課後と休み時間がそれぞれ約6%と約9%となっている。体罰の態様は、素手で殴る約64%、棒などで殴る・蹴るが、それぞれ約9%と10%となっている。

3. 文部科学省及び宮城県教育委員会、学校における体罰防止についての取り組み

文部科学省は、平成19年2月5日付の初等中等教育局長名で体罰の禁止を徹底させるための「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」の文書を各都道府県教育委員会に送った。内容は、学校教育法第11条の確認と懲戒・体罰に関する解釈・運用についての考え方明確に示したものである。

宮城県教育委員会は、平成25年4月24日付の教育長名で各学校の教職員に対し、「体罰の根絶に向けて」の通知を出した。内容は、学校教育法第11条に触れながら、「児童生徒一人一人をよく理解し、体罰によらない指導に取り組む」よう促すものである。併せて、「体罰防止のためのセルフチェックシート」を示し、各自の指導法の再確認を勧めた。

各学校においては、校内研修の中で全教員を対象に、文部科学省や県教育委員会の通知に則った体罰防止の在り方について、事例に基づき具体的に学び合っている。

4. 本学における教職課程科目「生徒・進路指導論」の中での位置づけ

1学年後期の「教職概論」に続いて2つ目の教職課程科目である「生徒・進路指導論」は、本学の教職課程では第2学年の前期に実施している。「体罰」に関する内容は、90分授業の全15コマ中13コマ目の授業、タイトルが「問題行動と指導の在り方、生徒の懲戒と体罰問題」の中で50分程度の時間をかけて扱っている。体罰に関する実態、関連の法規制、体罰発生の要因、体罰に関する歴史、体罰に関する識者の意見（新聞記事から大学教授2名とスポーツ政策顧問の3名）の紹介もしながら指導している。授業終了前の10分間（終了後さらに時間を延長して記入する学生もいる）で体罰に関する各自の考えをまとめさせた。レポートを提出した学生の理解を取り、回収後全員の文章を誤字脱字等を訂正し無記名でプリントにまとめ、次の授業で紹介し解説した。

5. レポートに見る学生の体罰についての意識

平成 23 年度前期 2 学年の授業で提出された 36 名分（受講者 37 名中 1 名欠席）のレポートを内容から 3 タイプに分類し、学生の体罰についての意識を分析した。

1 つ目のタイプ「体罰は容認できない」が 10 名（27.8%）、2 つ目のタイプ「条件付き容認」が 19 名（52.8%）、3 つ目のタイプ「どちらともいえない（どちらとも判断できない）」が 7 名（19.4%）であった。

1 つ目のタイプ「容認できない」の理由として挙げられていたことは、「体罰は指導の価値を下げる」、「生徒の意識を良くない方へ進ませる」、「生徒の問題行動の原因をわからなくする」、「生徒に反抗心を持たせてしまう」、「感情的な行動により、教師と生徒の心の通い合いを失わせる」、「問題行動の要因に気づかせず、単なる従順さをもとめることになる」、「教育目的である生徒の更生に向かわず、問題解決の一方法として周囲の納得を得る手段にしかない」などである。

2 つ目のタイプ「条件付き容認」（「さすがに条件なしの容認」の意見はなかった）の理由として挙げられていたことは、「子どもには、殴る、叩くなどによって気付かせる必要がある場合がある」、「言葉や態度だけの注意で理解できない場合にはやむをえない」、「生徒に舐められないため」、「生徒の粗暴な態度を容認しないため」、「自分の過去の経験から、ビンタによって闘志に火をつけてもらい感謝している」などである。

条件付きとして述べられていることは、「筋の通った理由がある場合」、「親のような親身な指導が前提にある」、「子どもを思う気持ちがある」、「愛情が含まれている」、「子どもとのコミュニケーションがとれている」、「指導の後のアフターケアがある」、「感情のままではなく理性を保っていること」、「そこに至る過程の必然性とその後のケアが上手であること」などである。

3 つ目のタイプ「どちらともいえない」に分類されたレポートの意見では、指導内容の「どこまでを体罰とみなすのか」、「教師の行動（対応次第）にもよる」など体罰と判断する際の基準の曖昧さやその場面での教員と生徒の関係の微妙さを指摘するものがあつた。また、体罰と騒ぎ立てる「親の過剰反応」を憂う意見もあつた。

6. 考察

1 つ目のタイプ「体罰は容認できない」とした意見には、「生徒・進路指導論」の授業の中で私が繰り返し強調してきた「生徒指導（教育）」の目的は、一人一人の生徒の人格形成を手助けすること、そのために「教員と生徒が互いに心を開いて接す

る関係を築いていくよう努めること」等が踏まえられていると思われる。そこには指導の影響が感じ取れる。

2つ目のタイプ「条件付き容認」とした意見にも、「条件付き」の部分には、1つ目のタイプの意見と同様に指導の影響が感じ取れる。それにもかかわらず、受講学生の半数を超える52.8%が「体罰容認」とする意識は何によるものであろうか。

レポートから読み取れることとして、一つは、学生自身の小・中・高校での体験から来ていることがある。学校現場の実態として、人の言うことを全く聞き入れず理不尽とも思われる振る舞いで教員や周囲の子ども達を悩ませている存在があるということである。そうしたケースでは、体罰しか方法がないという意識を正当化しがちである。

二つ目として、部活動で運動部に所属した経験を有する学生が持ちやすい意見である。すなわちスポーツ根性主義の現場に見られる体罰とも思われる熱血指導の効果を体験したことから来る意識である。

学生自らの体験に基づいて形成された考えや身についた意識を容易に変えることはできないということを痛感させられた。

7. まとめ

普段行っている授業が学生の意識にどのような影響を与えているかを知ることは重要なことである。ここでは、「教員の生徒への体罰」についての指導結果を学生のレポートに基づいて分析したものである。

自らの指導のねらいとして、すべての受講生に、体罰を容認する意識を持つことは少しも許されないといった徹底した指導をしようという意図はなく、生徒指導（教育）の本質、人が人を教育するという営みの本当の意味をよく考えながら教育を行われなければならないとの思いを伝えることを第一として押さえている。教育現場では、教員と生徒の様々なかかわりの中で、のっぴきならない場面が時として訪れる。この生徒にとって、ここはしっかりと指導しなければならない場面がある。そうした時に、安易に体罰に訴えることのないように、普段からしっかりと教育の本質を考え、生徒の将来を考えてより良い判断に基づく行動がとれるようになってほしいとの思いで学生の指導に当たっている。

ここでの分析の結果からは、体罰を無条件で容認する受講者はいなかったことがわかる。

以上のことから授業での指導が一定程度の効果を上げていたと考えてよいのではないかとと思われる。

最後に、学生のレポートの中に、現在の学校教育への危惧の念を訴える意見があった。

モンスターペアレントの出現をはじめとして、社会が学校教育に対して不信感を抱く傾向が強くなっていて、教員が情熱をもって、思い切った指導ができにくい状況になっているのではないかというものである。教職科目の受講を通して学生が教育について様々な意見を持ってくれるようになることは指導する側にとって喜ばしいことである。一つのテーマについての取り組みからまた新たな課題が浮かび上がってきたことを心に留めたい。

参考文献

「文部科学省初等中等教育局長通知」（18 文科第 1019 号）（2007）

宮城県教育長「体罰に関する実態調査の結果について（第 840 回宮城県教育委員会臨時会での教育長報告）」（2013）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課「体罰に係る懲戒処分の状況」（2013）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2013/12/18/1342544_15_1.pdf
（2016.3.1 閲覧）

東北工業大学教職課程科目「生徒・進路指導論」授業資料及び学生のレポート（2011）

普通科高校（進学校）の特別活動の指導事例

－学校行事と生徒会活動－

Case Study of Teaching “Guidance of Specials Activities” in general High Schools:
An Examination of School Events and Student Councils

渡邊 幸雄・佐藤 三之・中島 夏子

WATANABE Yukio, SATO Kazuyuki and NAKAJIMA Natsuko

1. はじめに

知識基盤社会といわれる今日、生徒一人一人に対し、「生きる力」を育むことが学校教育においては極めて重要なこととされている。高校教育においては、発達段階の特性から生徒が社会や集団との関わりの中で、自己について深く意識する時期であり、指導の仕方によっては、将来社会の中で生きていく上で必要とされる力を飛躍的に伸ばすことが期待できる反面、逆に自らを見失い周囲に対して心を閉ざしてしまうことも起こりうる。そのことに十分配慮しながら、調和のとれた発達を促すよう努めなければならない。

特別活動はまさに生徒の「生きる力」を円満に育てていくために設定されている教育活動である。しかし、特に、大学受験を目指す生徒が多数を占めるいわゆる「進学校」においては、ともすると教育が知識偏重になりがちである。学校の置かれた立場として、保護者や地域社会の期待、進学校としての過去の実績といったある種の圧力がかかるからである。そうした学校独自の事情を踏まえた上で、特別活動の目標が十分に達成できるようにするにはどうあればよいか。特別活動の有する3つの内容のうち、「学校行事」と「生徒会活動」を関連付けた指導の実践事例を振り返りながら、その成果と改善の方向について確かめてみたい。

2. 特別活動指導の目標

特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深

め、自己を生かす能力を養う。」ことである。また、特別活動の内容の1つである「学校行事」の目標は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。」とされている。また、「生徒会活動」の目標は、「生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」とされている。特別活動の目標を達成していくためには、各指導内容を関連付けながら調和のとれた指導がなされるよう心掛けることが大切になる。「学校行事」は、教員側が計画を立て実施しがちであるが、より効果が上がるようにするには、計画段階から生徒の実態や意識を踏まえることと、行事の運営にできるだけ生徒が参画できる工夫が必要である。すべての生徒がその会員となっている生徒会の参加を促すことで、特別活動の目標がよりよく達成されるものと考えられる。

3. 当該校の「学校行事」と「生徒会活動」の実態

本稿で取り上げる宮城県仙台第二高等学校（以下仙台二高と表記する）は、在籍生徒数968名（平成27年度）の普通科の高校である。創立115年の県内有数の進学校として知られている。文武一道の精神を拠り所として、生徒は勉学とスポーツや文化活動を両立させるべく努力し、これまで多くの実績を残してきた。長い間男子生徒のみの学校であったのが、8年前に共学校となり新たな歴史を築きつつある。ほぼ100%の生徒が上級学校への進学を目指している。

3-1 「学校行事」の実態

仙台二高の「学校行事」は、(1)「儀式的行事」として、入学式、卒業式、創立記念日の儀式、校長講話（始業式、終業式で）、対面式（新生・在校生による）、新任式、離任式がある。(2)「文化的行事」として、学校祭（北陵祭）、芸術鑑賞会がある。(3)「健康安全・体育的行事」として、内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科の健康診断、スクールカウンセリング、防災訓練、大掃除、健康講話、薬物乱用防止講話（2年生対象）、大運動会、定期戦（各運動部による対仙台一高戦）、秋期体育大会（球技大会）がある。(4)「旅行・集団宿泊行事」として、岩手山登山（1年生対象）がある。(5)「勤労生産・奉仕的活動」として、学校周辺の落ち葉清掃がある。

3-2 「生徒会活動」の実態

仙台二高の生徒会は、各ホームルーム（24クラス）から選出された委員によって

構成される執行委員会と代議員会、さらに部活動の各部代表によって構成される部代表委員会がある。組織の上部には、全校生徒によって選出された（生徒）会長を筆頭に、総務委員会（メンバーの中の応援団長も全校生徒によって選出）、監査委員会、予算委員会がある。

（生徒）会長はもちろんのこと、各委員会のメンバーの生徒会への意識は高く、また、前期（4月）と後期（10月）に行われる生徒総会では、会の事業計画、予算、運営に関する案について一般会員からの質疑が相次ぎ、白熱した議論が展開される。

特別活動、とりわけ学校行事や生徒会活動が目標とする、生徒の「望ましい人間関係の形成」、「集団への所属感や連帯感を深め」ること、そして、「よりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」ために、学校は生徒会活動をできるだけ学校行事と関連付けながら、生徒の主体的・自主的な活動を促すよう指導している。

3-3 「学校行事」への「生徒会活動」の関わり方の実態

各行事毎の生徒会活動の関わり方は次のとおりである。

（1）「儀式的行事」の新入生・在校生の対面式は、応援団リーダーが進行のすべてを行う。新入生に対し、上級生が先輩としての威厳と温かさをもって臨み、新入生は緊張しながらも、二高生の一員となったことを改めて実感する大切な儀式である。

（2）「文化的行事」の学校祭（北陵祭）は、前期の学校行事の中でも最も生徒の自主的・実践的な態度を引き出し育てることのできる一大イベントである。2日間の学校祭の企画、運営、渉外、予算のすべてを生徒が担いやり遂げる。他校生や保護者、一般来客等外部の多くの来校者を迎えるだけに、実行委員会を中心に文化部や各ホームルームのメンバーのすべてが全力で取り組む行事である。それだけにやり終えた後の達成感、充実感やその取り組みの過程で得られる連帯感、仲間意識、協力性、責任感、忍耐、苦勞の感情を伴った貴重な体験が得られるのである。

（3）「健康安全・体育的行事」の対仙台一高定期戦は、双方の各運動部が日頃の練習の成果を競う行事である。各競技毎に年間を通して分散して行われる。中でも最も力が入るのは、5月に行われる硬式野球の定期戦である。プロ野球球団の球場（楽天KOBOスタジアム宮城）を会場として、全校生徒の応援の下で行われる。当日までに、主に1年生を対象として応援団リーダーが練習の指揮を執り、気持のこもった応援ができるよう指導して臨むのである。応援練習の過程で、また、当日の試合の応援によって、二高生としての連帯の意識、愛校心が醸成されていく。併せて、仙台一高生へのライバル意識や友情も生まれるのである。

4. 考察

今日の教育の重点目標である「生きる力」の育成を実現していくためにも、特別活動の目標達成が重要である。とりわけ「集団や社会の一員として」の自覚や「よりよい生活や人間関係を築こうとする」意識や態度、そして、自主性や実践的態度を養うためには、学校教育の中でそれを促す手立てが必要になる。その最も効果的な方法の一つが、ふさわしい学校行事へ生徒を参加させることである。学校行事への参加・協力は、役割とそれに伴う責任を持つように導くことで、生徒が潜在的に有する様々な資質や能力を引き出し、大きく成長させることが期待できる。

行事に関わった生徒の意識を「造型（生徒会誌）」の記事から探ってみると次のとおりである。

対一高定期戦で全校生徒の応援をリードした応援団長は、「・・・共に喜びや悔しさを味わい、次へ向かって進んでいくことが私の応援団幹部生活を充実させ、最大のエネルギーをもたらした。・・・それがやりがいとなった。」と記している。

大運動会と球技大会に関わった前期と後期のそれぞれの体育委員長は、各クラスのエントリーの確認やプログラムの作成、各委員会、部活動各部への依頼などの準備段階での苦労や運営上の繁雑さなどへの戸惑いの経験を振り返ると同時に、協力を惜しまなかった多くの生徒達や先生方への素直な感謝の気持ちを記している。

学校祭（北陵祭）実行委員長は「二高生が内輪で楽しむだけではなく、来校されたお客様も含めて皆で楽しむ」ことを心掛けて準備し、成功裏に終了できた充実感と併せて、協力してくれた生徒達や先生方、技師さん達への感謝の気持ちを記している。

以上のように、学校行事に生徒会活動を関連付けて導くことは、特別活動が目指す目標の実現に有効に働いていることがわかる。

5. まとめ

「人格の形成」や「生きる力の育成」といった教育の目標を達成していくために、学校教育の場にあっては、あらゆる活動を関連付けて実施することが重要である。本稿では仙台二高における「学校行事」と「生徒会活動」を関連付けた指導の実践事例を取り上げたが、学校の意図する指導が目標達成に有効に働いていることがわかった。生徒の意識の変容をとらえる手がかりとして、生徒会誌「造型」の記事の中から、各行事に中心的な役割を果たした何名かの生徒の文章を取り上げるという不十分なものではあったが、同校に勤務する校長として日常接している生徒の実際の姿から成長の様子は確認しているつもりである。しかし、そうはいつでも指導の結果がもう少し客

観性をもってとらえられるようにする必要はあろう。例えば、対象とする生徒の数を多くしたり、各行事や生徒会活動の指導に当たっている教員の意識についても確認することが必要だと考える。

現在、かなりの充実ぶりが伺える仙台二高の教育状況ではあるが、同校の長い歴史の中では、教育が停滞の傾向を示した時期もあったわけである。すばらしい伝統が継承発展していくよう、折に触れて振り返る機会を設けることが、今後のさらなる発展に繋がるのではないかと考える。

参考文献

『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（2009）

『宮城県仙台第二高等学校 学校要覧』（2015）

『宮城県仙台第二高等学校生徒会誌「造型」』第68号（2016）

教育制度論で扱うべき教育法規に関する考察

－東北工業大学「教育制度論」を事例に－

Which Education Law should be taught in “Educational System” Course?:
A Case Study at Tohoku Institute of Technology

中島 夏子

NAKAJIMA Natsuko

1. はじめに

教育法規は教員採用試験において全ての自治体で毎年出題されている、非常に重要な領域である。その範囲は広く、教職課程の多くの科目に関連しているが、その中でも、教育の基礎理論に関する科目に分類され、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を扱う「教育制度論」は、教育法規を重点的に学ぶ科目となっている。一方で、「教育制度論」が扱う範囲は、川野による先行研究〔1〕でまとめられているように、①社会的背景と教育制度改革、②公教育の概念、原理、③学校体系および各学校の制度、④生涯学習・社会教育、⑤私立学校と公立学校、⑥教育行政・教育財政、⑦教員養成・教員研修、⑧学校経営・学級経営、⑨教育課程、と内容は多岐に渡る。このような条件の下で、「教育制度論」が扱うべき教育法規とは何かについて、教員採用試験での出題状況と筆者が担当する授業の実践事例を元に考察を行いたい。

2. 教員採用試験での教育法規の出題状況

『教員養成セミナー』の2016年2月号に、2011年から2015年に実施された全国の自治体の教員採用試験の出題状況がまとめられている〔2〕。それによると、教育法規の領域で2015年実施の試験で5回以上出題された範囲は【表1】の通りである。

高い出題率となっているのが、教育の権利や理念、学校教育の目的や目標、学校安全、就学援助、懲戒と体罰のほか、教職員の研修や服務に関する法律である。また、いじめ防止対策法の策定や教育委員会制度の変更など、法改正により出題率が高くなっている範囲もある。

【表1】

<p>＜教育の基本理念に関する法規＞ 教育を受ける権利（憲法 26、教基法 4）、教育の理念と目的（教基法全文・1・2）、その他（教基法改正等）</p>
<p>＜学校教育に関する法規＞ 学校の範囲（教基法 6①・学校法 2・38）、義務制と無償制（憲法 26②、教基法 5①・②・③）学校法 16）、目的・目標（教基法 6②、学校法 21）、その他（学校教育に関するその他の事項）</p>
<p>＜学校の管理と運営に関する法規＞ 設備と管理（学校法規 1、学図法）、保健・安全・給食（学校法 12・学保安法 1-10、学保安法規 1）、その他（学校の管理と運営に関するその他の事項）</p>
<p>＜児童・生徒に関する法規＞ 就学（教基法 4③、学校法 19・49）、懲戒と体罰（学校法 11、学校法規 26、学校法 35）、健康診断と感染症予防（学保安法 19・20）指導要録・出席簿と保存期間（学校法規 24・25）、指導と保護（児童福祉法、児童虐待防止法）、その他（児童・生徒に関するその他の事項）</p>
<p>＜教職員に関する法規＞ 職員の設置（学校法 7、学校法規 20）、職員の使命と職務（小・中・高の職員、教務主任、学年主任などに関する法律）、教員免許状（教免法）、教員の研修（教基法 9、地公法 39、教特法 21・22①②③・23-25）、全体の奉仕者（憲法 15②・地公法 30・31-38・教特法 1・17・18・地公法 31-38）、教育委員会（地教行法）</p>
<p>＜その他＞ その他（憲法、民法などの条文）、いじめ防止対策推進法</p>

3. 平成 27 年度「教育制度論」が扱った教育法規

2 年次学生を対象とした、平成 27 年度の後期に開講された「教育制度論」で扱った教育法規の範囲は【表 2】の通りである。下線が引かれているのは、授業で扱ったものの、出題頻度が低いため、【表 1】には記載されていない範囲であることを示している。

【表 2】

<p>＜教育の基本理念に関する法規＞ 教育を受ける権利、教育の理念と目的、その他（教基法改正等）</p>
<p>＜学校教育に関する法規＞ 学校の範囲、義務制と無償制、目的・目標、その他（学校教育に関するその他の事項）</p>
<p>＜学校の管理と運営に関する法規＞ <u>学級の編成・教育活動の日程・安全・給食・教科書</u></p>
<p>＜児童・生徒に関する法規＞</p>
<p>＜教職員に関する法規＞ 教員免許状、教育委員会（地教行法）</p>

授業の中では、これらの法規そのものを教えるというよりは、まず判例や時事を学生に提示し、その解説の際に引用するという形をとった。例えば、教育を受ける権利

に関しては、「和歌山大付属中抽選入学事件」（最高裁判決昭和 53 年 7 月 7 日）や「群馬大学事件」（東京高等裁判所平成 19 年 3 月 29 日）、「特殊学級入級処分取消請求事件」（札幌高等裁判所平成 6 年 5 月 24 日）を取り上げ、教育基本法が定める教育を受ける権利とは何かについて考える授業を行った。また、学級の編成については東日本大震災での教員配置の特例措置、教育活動の日程については土曜日授業復活というように、新聞を用いて時事を紹介し、その背景にある教育法規という形で解説を行った。この順番で教えるのは、教育が関連する法規によって規定されているということ、そもそも考えた事がない学生が多いため、学生にとって身近な教育活動を規定する教育法規という形で紹介をした方が、教育法規の役割に自覚的になることができると考えたからである。

一方で、特に教員採用試験を視野に入れた時に、教育法規に慣れ、覚える事も重要だと考え、確認テストを行い、教育の基本理念に関する法規（憲法・教育基本法）、学校教育に関する法規（教育基本法・学校教育法）を中心に、宮城県・仙台市の教員採用試験の過去問を一部改題して出題した。その結果は、概ね良好であったが、持ち込み可能であったにも関わらず、学生によるばらつきが見られた。その理由の一つとして、法律に関する知識そのものだけではなく、多肢選択式の出題形式への慣れの有無が関係しており、特にセンター試験を経験していない工業高校出身の学生にその傾向にある可能性が高いことが学生への聞き取りから判明した。授業の中で練習問題として類似問題を解かせてはいるものの、何かの対策が必要であるかもしれない。

4. 考察

以上より、教員採用試験で頻出の教育の基本理念に関する法規や学校教育に関する法規は、授業の進行上の工夫や知識の定着を図ったテストなどを通して、比較的十分な教授活動が行われている。一方で、児童・生徒に関する法規全般、教職員に関する法規全般については、教員採用試験では頻出の領域であるにも関わらず、同授業では扱われていない。その理由は教職課程の他の科目で扱われる範囲であると認識しているからである。具体的には、前者範囲の懲戒と体罰は「生徒・進路指導論」、就学や指導要録は「教育課程論」、指導と保護は「教育原理」が担当し、後者は「教職概論」でそれぞれ扱われているものとの認識である。ただし、それをそれぞれの担当者（筆者が担当する「教育課程論」を除く）に確認してはいないので、今後、担当者間の情報共有と調整が必要である。そこでの結果によっては、例えば【表 2】の下線部の学級の編成や教育活動の日程などの領域に代えて、児童・生徒に関する法規や教職員に関する法規を教えるというように、「教育制度論」が扱う範囲の変更も考えたい。

しかしながら、これだけを基準に授業の内容を決めることは、重要でありながら試験問題にしづらい領域を軽視することにもなりかねない。なぜならば、教員採用試験に出題される領域は、教職に就く者にとって重要であることはもちろんだが、出題しやすいという領域であるという側面もあるからだ。例えば、教育を受ける権利は、教育基本法や憲法の関連条文の正誤問題として、毎年どこかの自治体で出題されるが、その理由の一つは、憲法の26条と教育基本法の4条の記述が似ていることを利用した「ひっかけ問題」として出題しやすいからである。筆者の授業での確認テストでも、これに「ひっかかった」受講生がいたが、この事によって当該学生が教育の権利を理解していないと判断し難い。したがって、教員採用試験での出題状況を踏まえながらも、最終的には教育学を専門とする教育者としての識見に従った授業を行っていきたい。

参考文献

- [1] 川野哲也 (2011) 「実践的観点を重視する教職科目『教育制度論』の構想」、『山口学芸大学研究紀要』、第2号、pp.1-15.
- [2] 『教員養成セミナー』、2016年2月号、時事通信出版局、pp.30-33.

教育心理学における「発達障害の理解と対応」の授業展開

A Teaching and Learning Scenario for better Understanding and Support of
Developmental Disorders in the Course of Educational Psychology

小川 和久

OGAWA Kazuhisa

1. はじめに

教職に関する科目に含まれる「教育心理学」は、教職履修者が「発達」と「学習」に関する基礎知識と基礎理論を学ぶ科目として位置づけられている。知識と理論が現場へ応用されるよう、具体的な教育場面と関連づけた議論を行う必要があり、東北工業大学で開講している「教育心理学」（1年次配当科目）では、具体的に以下に挙げる内容が扱われている。

①「発達」の領域

生涯発達の観点に立ち、各段階での発達課題を理解するとともに、具体的な教育的対応を考えていく。発達の領域で扱われる主なテーマは、次の通りである。生涯発達、遺伝と環境、発達段階、認知発達、自己理解の発達、児童期における心理的特性と発達課題、青年期における心理的特性と発達課題、発達障害の理解と対応。

②「学習」の領域

学習の領域では、効果的な指導方法や学習方法を実践するための基礎理論を理解する。主なテーマは、学習理論（連合説、観察学習、モデリングなど）、動機づけ、自己効力感、記憶のメカニズムである。

教職課程における指導の充実化を図るという観点に立つと、上に挙げた講義内容に対して、教職履修者がどの程度理解を深めたかを評価する作業が必要となってくる。そこで本稿では、発達の領域の重要テーマである「発達障害の理解と対応」に焦点を絞り、学生の理解度を分析するとともに、授業展開と教材開発の問題を議論することとする。

2. 問題提起

現在、教育心理学の授業は筆者が担当している。授業に参加している学生の反応を観察していると、小中高という学校生活での経験や家庭生活での経験など、自らの生活体験と照合しながら、授業内容を理解しようとしている姿勢が窺える。幼少期の体験を思い出したり、家族との関係を振り返ったりするなど、授業内容に自らの経験を投影させることが多い。自己の成長過程を見つめ直すことで、一般概念や基礎理論の理解が進むのではないかと解釈している。

このような学習プロセスを考慮すると、授業内容の主要なテーマに対しては、自己関与を促すような働きかけが、授業展開の中に盛り込まれることが重要だと言える。心理テストによる自己診断や振り返りの場面を、できるだけ多く講義の中に取り入れ、自己理解を促すような機会を提供するのも一つの有効な方法になるのではないだろうか。要所要所に自己を見つめ直す機会があることで、授業内容に対する学生の自己関与の意識が高まり、理解の深まりが導かれていくものと考えている。

しかし、前掲の授業内容の中には、自らの経験を基に洞察することが難しいテーマが含まれている。たとえば、発達障害の問題はその一つである。多くの学生にとって、身近な存在として発達障害のある児童生徒と頻繁に接してきたという生活経験は少なく、あるいは発達障害の問題に気づいてこなかったために、講義の中で知識と理論についての説明を行ったとしても、表面的な学習に留まってしまうおそれがある。自己関与を高め、深い理解を導くためには、授業展開や教材開発に工夫を施し、不足している生活経験を補完していく必要がある。

発達障害は主に脳機能の障害が原因となっているために、身体的機能の障害とは異なり、見えにくい障害だと言われている。そのため、本人の性格特徴の一つとして捉えたり、不適応が本人の努力不足によるものと受け止めたりするなど、障害が認識できずに不適切な指導を行ってしまうことがしばしば起こり得る。それゆえ、将来、教育現場で児童生徒を指導することになるだろう教職履修者にとって、発達障害の問題を理解すること、そして適切な指導と支援の方法を考えることは、教員としての資質・能力を形成していくための必須事項だと言える。

そこで、本学の教育心理学を受講した学生が、発達障害を理解するための視点を適切に習得できたのかどうか、また具体的な対応（指導方法、学級経営、就職支援など）を考える力を身につけたのかどうかなど、学生が記述したレポート内容の分析に基づき、その理解度を考察することとする。

3. 授業展開

テーマ「発達障害の理解と対応」に関わる授業展開について説明する。本学では現在、教育心理学の授業は、集中講義として開講している。2015年度の開講日は、2016年1月29日、1月30日、2月1日、2月3日の4日間であった。1日目にレポート作成の課題を呈示した後、予習（各自、参考図書や関連資料を調べ、問題点を整理する）、講義（映像教材の学習を含む）を経て、4日目の最終回にレポートを作成する流れとなっている。具体的な手順は以下の通りである。

(1) 課題呈示

1日目第1回の授業時に、レポート課題を呈示した。課題は、「発達障害に関して、様々な視点（指導方法、学級経営、就職支援など）から論じるとともに、問題解決策を提案せよ。ある障害タイプに焦点を定めてもよい」とした。レポート作成は最終回に実施することとし、それまでの期間、下の(2)の参考図書を含めた関連資料を読み込んで下調べをするように指示した。

(2) 参考図書

参考図書として、「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて（小田・亀岡（監修）・大阪府教育委員会（編著）、2013）」を学生全員に貸し出し、最終回までに必ず目を通すように指示した。この参考図書は、高等学校の教職員向けに作成されたものであり、発達障害のある生徒に対する適切な指導や支援の実践に関して、教職員の理解を深めるための内容が盛り込まれている。大きく2部構成で編集されており、第1部では発達障害に関わる教育の現状、発達障害を理解するための知識、校内の支援体制のあり方、アセスメントの方法などについて解説が行われている。第2部では、指導場面毎（学校生活場面、生徒指導場面、進路指導場面など）に具体的事例が紹介され、各事例に対する指導・支援の進め方について協議ポイントと解説が加えられている。教職員の研修会等での活用を目的とした内容構成となっている。

この参考図書以外にも、本学の教職課程センターに所蔵されている発達障害関連の図書を、学生の関心に応じて自由に貸し出すこととした。

(3) 講義（映像教材の学習を含む）

4日目第14回の授業の中で、発達障害の問題を概観する内容を説明した。講義のポイントは、①発達障害に関する正しい理解、②発達障害（AD/HD、学習障害、自閉症、アスペルガー症候群）の主な特徴と具体的な指導方法、③就職支援を中心とし

た具体的な支援のあり方の3点である。

②の具体的な対応については、「手にとるように発達心理学がわかる本（小野寺、2009）」などの図書を参考に、具体的場面に応じた指導や支援のあり方を例示するようにした。

③の就職支援に関しては、NHK 番組「クローズアップ現代」において、2010年4月に放映された「アスペルガー症候群活躍の場を求めて」の映像を教材として活用した。周囲の理解が何よりも大切だという問題に加え、高い集中力や優れた思考力を有した人の能力をいかに発揮してもらうかという問題に関連して、いくつかの企業の先駆的な取り組みが映像の中で紹介されている。当番組で紹介された事例は、成人のアスペルガー症候群に関わるものではあるが、高校生の進路指導や就職支援で求められる重要な視点が複数示されていることから、授業の趣旨に沿うものと判断し、この映像を教材として用いることとした。

（4）レポート作成

4日目最終回にレポート作成を行った。前述の講義内容と関連図書を参考にして、（1）の課題について、自らの考えをB4用紙1枚程度にまとめるように指示した。レポート作成に要した時間は約1時間である。

4. 学生の理解度 —レポート内容の分析から—

レポートの記述内容の分析に基づき、発達障害に対する学生の理解度を考察したい。参考図書や映像教材を呈示したこともあり、全体として、学生による記述内容は抽象的な水準に留まらず、具体的な指導や支援のあり方に言及するなど、一段掘り下げたものとなっていた。その内容は、教員・保護者・他の生徒を含めた周囲の理解の必要性、指示の出し方やコミュニケーションの取り方など適切な指導方法のあり方、他の生徒との適切な関わりを導く学級経営のあり方、指導・支援を全校的に取り組むための校内体制、学校・関連機関・保護者・企業等との連携のあり方、就職支援に必要な能力開発と就職先との連携など、その論述内容は多岐にわたっていた。

学生の理解度を見極めるにあたり、最も重視した点は、単に基礎知識の学習に終わるのではなく、学生自身が自らの関わりを意識した上で、発達障害の問題を深く洞察したかどうかである。一部のレポートにおいて、関連資料からの情報を羅列するだけの記述が見受けられたものの、多くの学生が特定の問題に焦点をあてて、具体的な指導と支援のあり方を論じていたことが分かった。

多数の学生が共通して指摘したことは、周囲の人たちの理解がまず必要だというこ

とである。とくに教員を目指す学生にとって、適切な指導と支援を実践するためには、これは欠かせない姿勢である。これに関連して、「一人ひとりの個性、特性、ニーズに応じた指導と支援が大切だということが分かった」と述べていた学生もいた。このことは、発達障害の問題を考えていく中で、一人ひとりの生徒の適応のためには個別対応の視点がいかに重要かという問題まで、学生が思考を発展させていたことを示唆する。

学生の記述の中には、小学校時代の教員の対応に言及したものがある。障害のある児童に対して、ゆっくり、焦らず、根気よく、丁寧に指導していた教員の姿を思い出し、その教員の姿勢が意味することを、再認識したというものである。また、障害のある生徒に対する教員の姿勢は、他の生徒に対してモデルとなり得るということ指摘する学生もいた。多様性が増す昨今の教育現場において、共生という視点を提供できたということは、今回の授業の一つの成果だと考えている。

就職支援に関しては、日々の学習活動の観察を通して、発達障害のある生徒の特技を把握することの重要性を指摘する学生がいた。生徒の能力を客観的かつ適切に把握することは、就職先の企業・組織との連携においても重要なこととなる。就職後に生徒が置かれることになるだろう職場環境において、周囲からの理解と適切な支援を得るためには、就職先との情報共有が欠かせないという意見である。

受講した学生 42 名の内 13 名は、ある特定の発達障害に焦点を絞って論述を行っていた。その内訳は、アスペルガー症候群が 10 名、学習障害が 2 名、AD/HD が 1 名であった。アスペルガー症候群に関しては、映像教材を活用しての学習が、より具体的な理解を導いた可能性があり、比較的多くの学生が関心をもったのではないかと推察している。理解が深まるような授業を展開していくためには、映像教材を活用するなど、指導と支援の具体例を示していくことが何よりも重要なのではないだろうか。

5. まとめと今後の課題

今回、教材として活用した参考図書と映像教材は、実際の事例をもとに、適切な指導と支援をどうすべきかを問いかける内容となっている。具体的な内容であるがゆえに、学生の理解が一段階深まり、より現実的で実践的な対応のあり方にまで踏み込むことができたのではないかと判断している。今後も、実際の指導や支援の事例が示された教材を準備するとともに、適切な対応を具体的に考えるよう、学生たちに問いかけていきたいと考えている。

発達障害のある児童生徒を理解するための視点を学習できたという点において、授業による一定の教育効果が確認できたと評価している。ただし、基礎知識や視点学習

だけでは、実践能力の基盤を形成するには不十分である。今回の授業展開には、いくつかの改善を加える必要があると考えている。たとえば、特別支援学校に勤務する大学の卒業生と意見交流するなど、現場経験のある教員との対話を通して、指導と支援の実際を理解していく場面を提供することができるならば、発達障害の理解と対応という問題に、より深く向き合うことができるのではないだろうか。今後の課題として検討していきたい。

参考文献

小田浩伸・亀岡智美（監修）・大阪府教育委員会（編著）（2013）『高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて』、ジアース教育新社、東京。

小野寺敦子（2009）『手にとるように発達心理学がわかる本』、かんき出版、東京。

教職課程で「日本国憲法」をどう教えるか（1）

－「憲法」の概念について－

Suggestions on how to lecture on “Japanese Constitution”
in the Teacher Training Course（1）：On the Concept of “Constitution”

片山 文雄

KATAYAMA Fumio

1. はじめに

筆者は東北工業大学（以下、本学）工学部・ライフデザイン学部において、主に教職課程を履修する3年生向けの「日本国憲法」2単位の講義を担当している。工学部は電気電子工学科（2017年度より）、情報通信工学科、建築学科、都市マネジメント学科、環境エネルギー学科からなり、ライフデザイン学部はクリエイティブデザイン学科、安全安心生活デザイン学科、経営コミュニケーション学科からなっている。法学を専攻する学科はない。

教育職員免許法施行規則第66条の6の規定は、教諭の普通免許状を授与するため「日本国憲法」2単位の取得を義務付けている。教職課程を設置している大学等では「日本国憲法」の講義が開講されているだろう。しかし講義を行う条件は、法学部におけるそれとは大きく異なっており、独自の困難さを孕む。

本稿は、筆者が教職課程のための「日本国憲法」をどのように講義しているか、その一端を紹介するとともに、現在留意している、または今後改善したいポイントを提示するものである。その際、日本における代表的な憲法教科書のいくつか（網羅的ではない）を検討し、講義方法のヒントを得ることとしたい。また受講者からの反応については、筆者がこれまで東北工業大学で行ってきた講義で得たコメント、感想を用いる。

2. 教職「日本国憲法」講義を取りまく諸条件と、明快さの要請

本題に入るまえに、法学部でなく教職課程において「日本国憲法」を講義する際の特殊な条件を確認しておきたい。教職での講義担当者であれば多かれ少なかれそれを

意識しているであろうが、例えば大津は3点を指摘している¹。(1) 2単位分の時間(基本的に15回)という短い期間で講義しなければならないこと。(2) 受講生に対して、法や法学についての知識を前提できないこと。(3) 教員志望の学生に向けられていることからみて、教育関係のトピックに関連づけて講義を行う重要性が相対的に高いこと。この3点である。この整理は妥当と思われる。

(1) 一般の法学部においてはそもそも憲法が4単位とされたり、さらに複数に分割されていることが多く、関連する講義もあり、何よりもゼミナールで議論を通じ知識を深めていく機会が取り揃えられている。それと対比すると、教職課程における憲法講義を囲む条件はまったく異なると言わざるを得ない。(2) 当然のことではあるが、受講生が法や憲法の基礎的知識をもっていないことが多い。例えば裁判とはどのような社会制度か、民事裁判と刑事裁判の違いはどこにあるかなどについて知識をもたない受講生は珍しくない。(3) 受講生の多くはまずは自身の専攻科目に強い関心を抱いており(工学部・ライフデザイン学部からなる本学の場合でも同様である)、続いて教職課程で学ぶ教育学に向けられていることを考えれば、憲法や法学への関心はあくまでも副次的なものであることは否定できない。以上のような条件を考慮に入れるなら、教職課程における「日本国憲法」講義特有の難しさが理解できる²。

様々な見解があるだろうが、筆者の考えでは、(1)(2)の条件を克服するためには、明快さ・わかりやすさを追求することが何よりも重要である。それには前提知識を要求しないかたちで基礎的概念や用語を一義的に明確に定義することが求められる。また講義内容を厳選することも必要になるだろうし、その際に選択の基準として

¹ 大津尚志(2013)「『模擬投票』をとりいれた教職課程における日本国憲法授業の試み——アクティブ・ラーニングの一環として——」『教育学研究論集(武庫川女子大学)』(8)、55-59頁。

² 近年取り組みの深化が求められているいわゆる法教育、とくに学校教育におけるそれは、教職課程の憲法教育と、教育条件の面で共通性をもつ。ゆえに法教育についての考察からも一定の示唆を得ることができる。例えば『ジュリスト』1404号(2010)特集「法教育と法律学の課題」所収の諸論文、とくに伝統的憲法理解からの大胆な越境を提唱する戸松秀典「法教育と憲法」10-15頁。また『法学セミナー』662号(2010)特集「なぜいま『法教育』か——学校教育で法を教える」所収の諸論文、とくに憲法学の常識と日本社会の常識とのズレを指摘する斎藤一久「法教育における憲法教育と憲法学——憲法学は非常識か?」29-32頁。

とはいえ、体系的・包括的に憲法の内容を講義することが要求される前者と、必ずしも体系的・包括性が要求されない後者との間には大きな差異があることもまた事実である。

(3)への配慮が要請されるだろう。

ところが、憲法を講義するとき最初に突き当たる難関は、そもそも「憲法」という概念の意味の多様さ、複雑さなのである。本稿が主題として検討する問題はこれである。

3. 憲法の内容をどう教えるか ―― 教科書の叙述の検討から

「憲法」という語は、歴史的・理論的経緯から、三つの語義・用法をもつとされる。簡潔に説明することが難しい部分なのだが(そして、そのこと自体が本稿の主題と深く関わるのだが)、できるだけ簡潔に述べてみよう。

憲法とは、第一に、国家の権力の全体的なあり方を定める法のことを意味し、この意味の憲法を国家の基本法と呼ぶことが多い。国家と呼べるものがあるところには、必ずその権力の全体的なあり方を定める法が(明示的でなくとも)あるはずである。国家のあるところ、(この意味での)憲法がある。

憲法とは、第二に、上記の国家の基本法のなかで、とくに特殊な類型を指すことがある。具体的には、国家権力を抑制し、権力に晒されている諸個人の人権を保障することを目的とするという性格をもつ、国家の基本法という意味である。これを立憲的意味の憲法と呼ぶことが多い。憲法の機能(立憲的機能)に重点を置く語義といえる。

憲法とは、第三に、上記のような内容をもった成文法を指すことがある。例えば「日本国憲法」という文書、テキストのことである。これは憲法の存在様式に重点を置く語義といえる。

しかしこの三つの語義は、法学の前提知識を持たず、法学の思考様式に不慣れた受講者にはなかなか理解しにくい。それぞれの語義の正確な理解も難しいが、この三つの関連性、重要性の違いなどはさらに判りづらい。この三つの語義・用法をどのように説明すれば、受講者にとり明快に理解できるものとなるだろうか。実は、憲法教科書の説明の仕方も一様ではない。

もっとも割り切ったものとして、どうしても難解になってしまう「憲法」の概念の説明を放棄して、具体的な人権論、統治機構論だけで済ませているタイプの教科書がある。しかしこのような説明方法では、定義せずに憲法という語を用い続けることになってしまう。

また、三つの語義を(順序は教科書によって異なるが)上記のように並列的に整理する方式を採用するタイプの教科書がある。三つの語義の差異を強調し、それぞれが異なった問題関心からつくられた異なる狙いをもつ語義であることを強調するのである。このタイプの教科書として(それぞれに叙述方式や狙いは異なるものの)、伊

藤³、佐藤⁴、尾吹⁵、長谷部⁶、野中・中村・高橋・高見⁷、などが挙げられよう。いわば標準的で正統な教え方であり、筆者もかつてこの方式を試みた。しかし一つ一つの語義を詳しく説明するとどうしても時間がかかってしまい、短い時間で説明すると、多くの受講生にとっては消化不良になってしまった。とくに気になることは、三つの語義のうちで最も重要なものはどれなのか、つかみにくいという感想があったことである。

異なる工夫をしている教科書もある。三つの語義のなかで特に第二の語義、つまり国家権力を抑制し、諸個人の人権を保障するという憲法の立憲的機能をあえて特に強調することで、憲法の一つのイメージを提示するのである。芦部（岩波版⁸）は、はしがき（初版）において「憲法が、国家権力を制限し一定の権能を各国家機関に授権する法、制限し授権することによって人権を保障する法、であること」（xiii 頁）と記して憲法の立憲的機能についての明快なイメージを与えたうえで、本編第一章の一で「国家という統治団体の存在を基礎づける基本法」であるとして憲法の本質を簡潔に定義している⁹。樋口¹⁰はその第一部第一章第一節を「権力の構成＝抑制原理としての憲法」と題し、憲法の立憲的機能のイメージを提示している。その後、第二節「憲法の語義と『法源』」を続けるのである。

筆者はここ数年、このタイプの教え方を採用している。三つの語義を並列的に説明するのではなく、まず一つの語義、それも憲法の立憲的機能（憲法は何のためにあるのか、国家権力を抑制し、諸個人の人権を保障するためにあるということ）を強調するというこの方式は、受講者からのコメントを読む限りでは、比較的に理解しやすいものと思われる。

またこの方式には、憲法が通常法律とはまったく異なる機能を果たしていることへの注意を受講者に促すという大きな利点もある。筆者が毎年講義の初回、最初に確認するところでは、憲法の立憲的機能を理解できていない受講生は多く、かつ必ずし

³ 伊藤正己（1995）『憲法（第三版）』弘文堂、1-10 頁。

⁴ 佐藤幸治（1995）『憲法（第三版）』青林書院、3-7 頁。

⁵ 尾吹善人（1996）『憲法教科書』木鐸社、24-26 頁。

⁶ 長谷部恭男（2004）『憲法（第三版）』新世社、3-6 頁。

⁷ 野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利（2012）『憲法1（第五版）』有斐閣、3-8 頁。

⁸ 芦部信喜、高橋和之補訂（2015）『憲法（第六版）』、岩波書店。

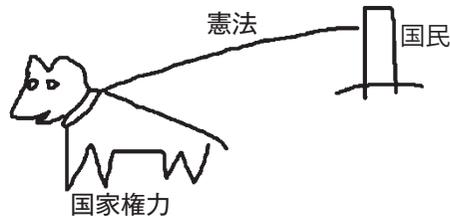
⁹ 芦部、前掲書、xiii 頁。

¹⁰ 樋口陽一（1998）『憲法 I』青林書院。

も減っていないのが現状である。彼ら・彼女らの多くは、中高での授業によって、憲法を例えば「もっとも大切な法」と漠然と理解してはいる。しかし「もっとも大切」という意味を尋ねると、「人々が絶対に守らなければならない」という意味に誤解していたり、「違反するともっとも重い刑罰を受ける」という意味に誤解していたりする受講生は少なくないのである¹¹。このような理解を根本的に正すには、芦部・樋口の教科書のように、まず憲法の立憲的機能を強調した定義を提示することが有効と思われる。

加えて筆者が行っている小さな工夫がもう一つある。憲法の立憲的機能をより印象深く示すため、「憲法を犬の首輪に例える」という比喩を用いていることである。黒板に犬の絵を即興で書き、首輪をつけ、ひもの先端を杭に結ぶように書く(図1参照)。そして①これが番犬と、首輪をはめた飼い主を表していること、②番犬は飼い主のために働く非常に有用な存在であること、③それにも関わらず首輪をつける必要があるのは、番犬の働きを否定するためではなく、一定の範囲に制約するためであること、を説明する。そして④番犬=国家権力、飼い主=国民、首輪=憲法と喩える(さらに番犬の餌=税金と補足する場合もある)。いわば憲法首輪説である。この比喩の意味は、国家権力を適切に制約することが憲法の立憲的機能であることをクリアに示すことにある。

図1



比喩は幸い毎年好評で、「犬の絵を用いた説明が分かりやすかった」「憲法は市民をしばるためのものだと思っていたので本当のことがわかった」などのコメントを多く受け取る(「犬の絵だけを鮮明に覚えている」というコメントもあった)。もちろん、

¹¹ 2015年度「日本国憲法」講義の初回冒頭にアンケートをとったところ、回答数44のうち、「憲法が国家権力を制限する法である」ことをすでに理解していたという回答が6(14%)、理解していなかった・誤解していたという回答が38(86%)であった。多くの受講生が憲法の立憲的意味を理解していないことが分かる。なお、同様の指摘が斎藤、前掲論文にある。

この比喻は憲法の立憲的機能だけを示すものであり、ほかの二つの語義の理解には役立たない。それでも、立憲的機能をもっとも重視して比喻で鮮明なイメージを与える教え方が、受講者の理解を助けていると考えている。

4. おわりに

本稿は、教職課程において「憲法」の概念を講義するにあたり、次のようなささやかな提案を行った。三つの語義を並列させたままで講義されがちな「憲法」の概念について、それを一つのイメージとして提示することが重要であること、その際に憲法の立憲的機能を重視すべきであること、また印象に残る具体例が有用であること、である。

しかし教職課程の厳しい条件のなかで「日本国憲法」をどのように講義すべきかという問いは容易に解決しがたく、よりよい講義の仕方の検討はさらに続けられなければならない。本稿はそのささやかな第一歩である。

* 本稿の執筆にあたり岡本寛氏（鳥根県立大学）から貴重な示唆を頂いた。記して感謝したい。

執筆者紹介（執筆順）

今野 弘	東北工業大学副学長・教職課程センター長
佐藤 三之	東北工業大学教職課程センター客員教授
渡邊 幸雄	宮城県仙台第二高等学校校長
中島 夏子	東北工業大学教職課程センター講師
小川 和久	東北工業大学教職課程センター教授
片山 文雄	東北工業大学教職課程センター准教授

教職課程センター 平成 27 年度活動総括

1. 教職課程の体制整備

各学科の協力を得ながら、教育実習や教職実践演習等の実施および教員養成審議委員会を通して、教職課程の全学的な指導体制の維持に努めてきた。引き続き、自己点検表を作成するなど、教職課程の体制整備を充実化していく必要がある。

2. 教員免許状更新講習の実施

担当学科ローテーション開講に基づき、平成 27 年度は、3 学科（知能エレクトロニクス学科、都市マネジメント学科、安全安心生活デザイン学科）による 3 講習を e ラーニングおよびスクーリングにより開講した。延べ 14 名の受講者があり、概ね良い講習であったとの評価が得られた。受付の仕方など運営方法について改善を加えた上、次年度も引き続き本講習を開講する予定である。

3. 教育実習とその巡回指導の充実化

13 名の全教育実習生に対し、教職課程センター教員が実習校を訪問し、巡回指導を行った。実習生の授業の参観とその後の指導、教育実習担当の教員との面会を、十分な時間をかけて実施したことによって、実習生に関する情報収集と指導、実習先の高校との密接な連携を行うことができた。また、その事を教職課程センター内で情報共有することによって、後期開講の「教職実践演習」での適切な指導へとつなげることができた。実習日誌の書き方や実習中の態度について高校側から指摘があった事を受け、3 年生への事前指導において重点的に指導を行った。

4. 教職履修生への指導の充実化

1 年生から 3 年生まで教職のための学習ポートフォリオを用いた指導を行い、4 年生の教職実践演習において振り返りを行うというサイクルが定着した。そのプロセスにおいて、学生からの教職課程の履修相談や教員採用試験等の相談が増加し、教職課程の学生と教員とのつながりが強くなった。また、授業を利用して、下級生の履修指導を上級生が行う場面を作ったことによって、異学年間のつながりも強化された。

5. 「教職実践演習」への取り組み

4年生配当科目「教職実践演習」は、教育実習後に、さらに学校現場と連携しながら、実践的能力の育成と定着を目指すものである。平成27年度も引き続き、仙台城南高等学校との連携による現場視察や、模擬授業の実習を繰り返すなど、教員として必要な資質について再度自己評価が促され、各自の課題を明確にすることができた。

6. 教職サークルの活動の充実化

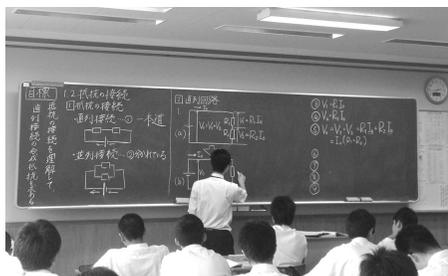
教職課程に関わる学生・教員を大きなサークルと考え、学生間、学生と教員間のネットワーク化を推進していく活動である。平成27年度は、退職教員を囲む会を企画した際、教員となった卒業生と現役の学生が交流する場を設けることができた。卒業生から、実際の学校現場の様子や、教員としての職務について話を聞く機会が得られ、現役の教職履修生の意識向上が図られた。今後も教員として採用されている卒業生とのネットワークづくりを図り、教職に関わる情報交流を充実化していきたいと考えている。

7. 教員採用に関わる就職支援

在学生だけではなく、卒業生も含めた教員採用試験受験者に対して、教員採用試験に関する情報提供と個別指導を行った。また、教員採用の就職支援を行い、その結果平成27年度の教員採用者は9名（現役の4年生2名、卒業生7名）となった。内、公立高校（宮城・岩手）の教諭の採用が5名、私立高校（宮城）の教諭の採用が1名、常勤講師の採用が3名である。その他、卒業生の中で常勤講師や非常勤講師として新規採用／更新採用されている者も多数いる。現役で教諭に採用される者はきわめて少ないため、在学生には多様な進路選択を提示することで安定的な進路を確保し、卒業生にも教員採用に関わる就職支援を行っていきたい。

教職課程センター 平成 27 年度活動実績

4月	13日 教職オリエンテーション（工学部1年次） 15日 教職オリエンテーション（LD学部1年次） 15日 教育実習事前指導（4年次）
5月	
6月	5月上旬～7月中旬 教育実習巡回指導
7月	
8月	6日～7日 教員免許状更新講習
9月	
10月	16日 「一日実習」（於・城南高校）（3年次）
11月	5日 「みやぎのICT教育研究専門部会／研究協議会」（於・仙台南高校）参加（4年次） 11月中 教職のための学習ポートフォリオを用いた教職指導（1～3年次）
12月	15日 教員養成審議委員会
1月	
2月	
3月	12日 教職について語る会（佐藤三之先生を送る会）



教育実習



一日実習



教職実践演習での模擬授業



教職について語る会

東北工業大学教職課程センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北工業大学組織規程第2条に定める教職課程センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、東北工業大学（以下「本学」という。）における教職課程及び教員養成に関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 教職課程に関する企画・運営
- (2) 教員養成に関する調査・研究
- (3) 教員免許状更新講習の実施に関わる業務
- (4) 学校・教育委員会等との連携に関わる業務
- (5) その他、センターの目的達成に必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の者で構成される。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) その他、センター長が必要と認める者

(センター長及び副センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、教育研究担当副学長が担当し、センターの目的を遂行するため、これを総括し、その管理運営にあたる。

3 副センター長は、センター所属教員が担当し、センター長を補佐する。

(会議)

第6条 センターの管理運営について審議するため、センター構成員による教職課程センター会議（以下「会議」という。）を行う。

2 会議は、センター長が必要により召集し、その議長となる。

3 センター長が必要と認めたときは、第1項以外の者を会議に出席させることができる。

(委員会)

第7条 教職課程に係る全学的な事項について審議するため、教員養成審議委員会を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教職課程センター事務室が処理する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

東北工業大学教職課程センター「教職研究紀要」刊行規程

平成 28 年 3 月 20 日

東北工業大学教職課程センター

- 1 東北工業大学教職課程センターは、『東北工業大学 教職研究紀要』（以下、『教職研究紀要』）を刊行する。
- 2 『教職研究紀要』の編集は、教職課程センター編集委員会が行う。
- 3 『教職研究紀要』は、研究論文、研究ノート、実践記録、書評などから構成される。
- 4 『教職研究紀要』に掲載される内容は、次のとおりとする。
 - （1）原則として教職教育に関するものとする。
 - （2）研究論文等は、未発表のものに限る。
- 5 機関紙の発行時期は、原則として年度末とする。
- 6 この要領に関する事務は、教職課程センター事務室において行う。
- 7 この要領の改廃は、教職課程センター編集委員会で決定する。

東北工業大学教職研究紀要

創刊号

発行日 2016年3月20日

発行 東北工業大学教職課程センター
宮城県仙台市太白区八木山香澄町 35-1
Tel 022-305-3700

印刷 株式会社 郵辨社

TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY TEACHER EDUCATION CENTER RESEARCH BULLETIN

Vol. 1
March 2016

Contents

Research Article

- A Case Study of Teaching "Theory of Student Guidance and Career Guidance":
A Study on Students' Views regarding the Use of Corporal Punishment
..... SATO Kazuyuki and WATANABE Yukio..... 3
- Case Study of Teaching "Guidance of Specials Activities" in general
High Schools: An Examination of School Events and Student Councils
... WATANABE Yukio, SATO Kazuyuki and NAKAJIMA Natsuko..... 9
- Which Education Law should be taught in "Educational System" Course?:
A Case Study at Tohoku Institute of Technology
..... NAKAJIMA Natsuko.....15
- A Teaching and Learning Scenario for better Understanding and
Support of Developmental Disorders in the Course of Educational Psychology
..... OGAWA Kazuhisa.....19
- Suggestions on how to lecture on "Japanese Constitution"
in the Teacher Training Course (1) : On the Concept of "Constitution"
..... KATAYAMA Fumio.....25

Teacher Education Center
TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY

35-1, Yagiyama Kasumi-cho, Taihaku-ku, Sendai,
982-8577, Japan